

法規定、依十曾下、存立、依し解散ノ申出スル
因、

要約書に、

- 一、二月五日、臨時總會ヲ召集スル事。
- 一、解散ノ事トシテ、三月十日トシテ、依スル事。
- 一、積立金ノ額ヲ算出シ、計算書ヲ提出スル事。
- 一、負債者トシテ、金控込ノ返還額ヲ算出シ、負債者ノ別シテ、相違ノ金控込ノ提出スル事。
- 一、三月五日、臨時總會ヲ召集スル事、双方合意ノ折付金ノ額ヲ算出シ、積立金ノ額トシテ、提出スル事。
- 一、二月五日、臨時總會ヲ召集シ、解散ノ事トシテ、三月五日、臨時總會ヲ召集スル事。
- 一、別シテ、負債者トシテ、金控込ノ返還額ヲ算出シ、負債者ノ別シテ、相違ノ金控込ノ提出スル事。

一、工場主、解散者、積立金ノ算出、其他ノ事項ニ関スル
事項ニ付、

○長九川 鑛山

所在地、 府下砂所、土字、最高、一〇〇三、

労働者、 三三名

資本金、 金 〇

第四回臨時總會

臨時總會、二月二日、召集スル事、工場主ノ申出、依り、
解散ノ事トシテ、三月十日トシテ、依スル事、
積立金ノ額ヲ算出シ、計算書ヲ提出スル事、
負債者ノ別シテ、相違ノ金控込ノ提出スル事、
三月五日、臨時總會ヲ召集スル事、双方合意ノ折付金ノ額ヲ算出シ、
積立金ノ額トシテ、提出スル事、
二月五日、臨時總會ヲ召集シ、解散ノ事トシテ、三月五日、
臨時總會ヲ召集スル事、
別シテ、負債者トシテ、金控込ノ返還額ヲ算出シ、負債者ノ別シテ、
相違ノ金控込ノ提出スル事、